

社会福祉法人西海市社会福祉協議会 職員衛生管理規程

(目的)

第1条 本規程は、労働安全衛生法（以下「法」という。）に定めるもののほか、社会福祉法人西海市社会福祉協議会（以下「本会」という。）に勤務する職員、契約職員、パートタイマー、登録ホームヘルパー（以下「職員等」という。）の健康を確保するとともに快適な職場環境の形成を促進する事を目的とする。

(衛生管理者)

第2条 本会に、法第12条第1項に基づき衛生管理者を置く。

2 前項の衛生管理者は、法第12条第1項に規定する資格を有する職員等のうちから会長が選任する。

(衛生管理者の職務)

第3条 衛生管理者は、次に掲げる事項を処理しなければならない。

- (1) 健康診断の実施及び健康に異常のある者の発見、処理に関する事。
- (2) 執務条件、環境、施設等の衛生上の調査改善に関する事。
- (3) 衛生教育及び健康保持等に関する事。

2 前項に掲げる措置をしたときは、速やかに会長に報告しなければならない。

(産業医)

第4条 本会に、法第13条に基づき産業医を置く。

(産業医の職務)

第5条 産業医は、次に掲げる事項を処理し又は、指導するものとする。

- (1) 健康診断の実施その他職員等の健康管理に関する事。
- (2) 衛生教育その他職員等の健康保持、増進及び健康障害等の調査再発防止のため医学的措置に関する事。

2 前項の掲げる事項について、会長又は衛生管理者に対して勧告することが出来る。

(健康診断の実施及び周知、治療等)

第6条 健康診断の実施においては、法第66条及び労働安全衛生規則に定めるところにより実施する。

2 実施にあたっては、あらかじめ職員等に通知する。

3 職員等は、健康診断を受けなければならない。但し、業務の都合上、その他の理由により受けられない場合は、別に指定する日時、場所にて受けるものとする。

4 診断の結果、産業医等指示を受けた職員等は、治療、療養に努めるとともに治癒した場合は、衛生管理者に報告するものとする。

(秘密の保持)

第7条 健康管理に従事する職員等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(衛生委員会)

第8条 法第18条第1項に基づき、職員等の衛生管理対策の推進について調査審議させ、意見を求めるため、西海市社会福祉協議会衛生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(調査審議事項)

第9条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議し、会長に意見を述べるものとする。

- (1) 職員等の健康障害を防止するための基本となるべく対策に関すること。
- (2) 労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に関わるものに関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、職員等の健康障害の防止に関する重要事項。

(組織)

第10条 委員会は次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 事務局長
- (2) 産業医
- (3) 衛生管理者
- (4) 会長が指名するもの1名
- (5) 職員等の推薦に基づき会長が指名するもの3名

(委員長及び職務)

第11条 委員会に委員長を置く。委員長は、前条に規定する1号委員とする。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 委員長事故あるとき又は、欠けた時は委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(議事)

第12条 委員会は、委員長が招集し過半数の出席がなければ開催する事ができない。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会で定めるものとする。

附 則

この規程は、平成22年12月22日に制定し、平成22年10月1日より適用する。